



Cefor 航行区域に関する新条項



新条項は北欧海上保険通則の条件に基づく海上保険契約に適用されます。

Cefor 新条項

北欧海上保険連合（The Nordic Association of Marine Insurers [Cefor]）、および北欧の船主協会の会員は、北欧海上保険通則（以下、「通則」という。）の条件に基づく海上保険契約に適用される新条項を共同で起草しました。¹ [Cefor 新条項](#)は、航行区域に関する通則第 3-15 条のほか、通則第 3-22 条第 3 項に取って代わります。² また、新条項の法的効力に関する詳細な注釈も提供されています。2016 年に予定されている通則そのものの次回改定の際、通則中の関連条項が修正される模様です。

Gard は、北欧海上保険連合の会員であり、この新条項の起草に向けた業界での議論において積極的な役割を果たしてきました。Gard は、新条項が、通常の航行区域外の航行に関して、被保険者・保険者双方にとって契約の確実性と公平性を向上させるものと確信しています。

¹ 通則は、「合意文書」です。通則の条件は、船主、保険引受人、海上保険学者・専門家の代表者とともに通則改正委員会が行ってきた複数の共同決定に基づき、時間をかけて策定されたものです。通則そのものの改定の前に必要とみなされる各条件の変更は、Cefor 条項という形で船主および保険引受人の代表が共同で行います。

² 第 3-22 条第 3 項には、「アイスクラスに関して船級協会が定めた規則は、第 1 項に基づく安全規定を構成する。」とあります。

新条項は、通則第 3-22 条第 3 項の効力の解釈方法について、船主と保険引受人との間で異なる意見交換が行われ策定されました。船主の代表者側の主張は、「保険引受人による解釈方法では、条件付きの区域を航行する船舶が利用できる保険担保範囲が、割増保険料を支払ったとしても、あまりに不安定なものになる」というものでした。また、船主側は、氷海航行に関連する危険が個別に評価されることを希望しました。

Gard が査定幹事となる船舶

新条項により、保険者が条件付き区域内への各航海について危険評価を実施する制度が導入されます。保険者は、割増保険料を請求するか、氷の状態、船舶設計、船員の経験等に基づき特別の航海安全規定を定めるか、あるいはその両方を求めるかの選択権を有します。Gard が査定幹事である船舶は、以下のことにご留意ください。

- Cefor 新条項は、契約更新時または新契約締結時に別段の合意をしない限り、通則の標準条件の一部として盛り込まれます。
- Gard は、被保険者の要請により、通則の条件に基づく現行契約を、Cefor 新条項を含めるように修正することができます。既にいくつかの契約で実施しました。
- 被保険者は、従来どおり、条件付き区域への航行を計画している場合は、適時に Gard に通知する義務を遵守しなければなりません。適時に通知していただくことによって、Gard では、当該航行によって生じる可能性のあるリスクの増減、それに伴う割増保険料の請求の必要性の有無、また、航行区域への航海予定に関連して特別条件（安全規定）を定める権利行使の適否について、検討を行うことができます。氷海域では、例えば、アイスパイロットの起用が求められる場合があります。
- 氷海域の航行には様々な危険が伴います。Gard の評価においては、例えば、氷の状態や、氷海航行向けの船舶の強化具合、船員の経験度、適用される現地の規制、砕氷船の利用可否、緊急援助の利用可否など、様々なリスクファクターとその緩和策が考慮されます。ケースごとに、実情に照らして、Gard の引受部門が評価を行います。
- 条件付き区域内を査定幹事である Gard に通知せずに航行された場合、当該区域内で発生したクレーム³の 4 分の 1 が（20 万米ドルを上限として）免責される可能性があります。割増保険料が新たに請求される可能性があるほか、特定の条項が遡って効力を発することもあります。

³ これらのクレームは、条件付き航行区域内の航海から発生する特殊または増加リスクに起因するとは限りません。

Gard 発行の氷海域での運航に関連するその他の情報は、下記のリンクからご覧いただけます。

氷海航行に関するロス・プリベンション・サーキュラー（すべて英文の記事となります）

[No. 02-06 : Navigation through the entrances to the Baltic Sea](#)（バルト海内の航行）（2006年1月10日）

[No. 02-04 : Winter season in northern Baltic Sea](#)（冬季の北バルト海）（2004年1月14日）

[No. 09-03 : Restrictions on ice navigation in the Gulf of Finland](#)（フィンランド湾内の氷海航行の制限）（2003年12月12日）

[No. 01-03 : Severe ice conditions in the northern Baltic Sea](#)（北バルト海の過酷な氷の状態）（2003年1月1日）

[No. 10-01 : Operations in extremely cold climates](#)（極寒の気候下の運航）（2001年1月10日）

氷海航行に関するその他の資料（こちらにも主に英文記事となります）

[Gard News 205 : Operating in ice](#)（氷海航行）（2012年）

日本語版は[こちら](#)

[Gard News 190 : M/V NORDNORGE - Antarctic rescue of M/V EXPLORER](#)

（NORDNORGE 号—南極での EXPLORER 号救助）（2008年）

[Gard News 189 : Arctic Emergency Operation Project](#)（北極圏における緊急運航プロジェクト）（2008年）

[Gard News 187 : From a master's desk - Life in the Great Lakes and St Lawrence Seaway](#)

（船長のデスクから—五大湖・セントローレンス海路での仕事）（2007年）

[Gard News 173 : Restrictions on ice navigation in the Gulf of Finland](#)（フィンランド湾での氷海航行の制限）（2004年）

[Gard News 173 : North bound through fog and ice](#)（霧と氷の中を北方へ）（2004年）

[Gard News 171 : The ship that came in from the cold](#)（寒冷地域から脱出した船）（2003年）

[Gard News 170 : Winter in the Baltic - Navigation in ice](#)（バルト海の冬—氷海航行）（2003年）

[Gard News 165 : Operations in extremely cold climates](#)（極寒の気候下の運航）（2002年）

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。

なお、原文の英文記事は「[New Cefor trading areas clause](#)」からご覧になれます。